

野菜価格安定事業費補助金交付要綱

昭和46年4月1日制定

(趣旨)

第1条 知事は、県産野菜の生産及び出荷の増大と、生産農家の経営安定を図るため、公益社団法人山梨県青果物経営安定基金協会（以下「協会」という。）が野菜価格安定事業を推進する経費に対し、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）及びこの要綱により予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 前条にかかる補助対象事業、補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 協会は、規則第4条の規定による補助金の交付を受けようとするときは、別に定める日までに補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、交付決定通知書（様式第4号）により協会に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条に規定する補助金交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更についてはこの限りではない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業の遂行が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第6条 協会は、補助対象事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第6号)に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 収支精算書(様式第3号)
- (3) その他知事が必要と認めた書類

(補助金の交付方法)

第7条 補助金の交付は、精算払とする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払をすることができる。

- 2 協会は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、協会から第6条の規定による実績報告書を受領したときは、報告書等の審査及び必要に応じ行う現地調査により、適当と認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(様式第8号)により協会に通知するものとする。

- 2 知事は、協会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から25日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、協会の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が別に定める日以内とすることができる。
- 4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の返還)

第9条 知事は、補助金の交付を受けた協会が、次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 規則又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 知事に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 補助金の他の用途への使用をしたとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。

- 2 補助金の交付決定を取り消した場合、補助対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- 3 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 4 補助金の返還を命ぜられ、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した遅滞金を県に納付しなければならない。

(書類の整備保管)

第10条 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類等は、当該補助対象事業終了年度の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。

附則

- 1 この要綱は、昭和46年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱の一部改正は、平成18年4月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱の一部改正は、平成25年4月1日から適用する。
- 2 従前の要綱により事業を実施したものについては、改正後の要綱により取り扱うものとする。

附則

- 1 この要綱の一部改正は、令和7年4月1日から適用する。

(別表)

補助対象事業		補助対象経費	補助率
野菜 価格 安定 事業	協会が野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知）別記4特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領に基づいて実施する特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業	左記事業を実施するために必要な資金造成額	3分の1 以内
	上段の事業及び野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）に基づく事業の対象基準に満たない小規模な産地を対象として協会が実施する一般野菜価格安定事業	左記事業を実施するために必要な資金造成額	3分の2 以内